

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

平成12年5月31日
建設省告示第1413号

改正	平成14年 5月31日	国土交通省告示第 478号
	同 21年 8月 4日	同 第 859号
	同 22年12月22日	同 第1524号
	同 24年 6月 7日	同 第 678号
	同 25年10月29日	同 第1053号
	同 27年12月28日	同 第1274号
	同 28年 4月25日	同 第 707号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号及び第2号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件

- 第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の3第2項第1号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第7号から第10号までに掲げるエレベーターにあつては第1号から第6号までの規定、非常用エレベーターにあつては第1号、第2号及び第4号から第10号までの規定は、それぞれ適用しない。

（1～8略）

- 9 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものであつて、昇降行程が4メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 令第129条の7第5号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とすること。ただし、昇降行程が1メートル以下のエレベーターで手すりを設けたものにあつては、この限りでない。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(i) かごの昇降の操作をかご内の人が行うことができない1人乗りのエレベーター 出入口の部分を除き、高さ65センチメートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から7センチメートル（出入口の幅が80センチメートル以下の場合にあつては、6センチメートル）以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ65センチメートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあつては、この限りでない。

(ii) (i) 以外のエレベーター 出入口の部分を除き、高さ1メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ15センチ

メートル以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ1メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。

- (2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けること。
- (3) 用途、積載量（キログラムで表した重量とする。）及び最大定員（積載荷重を平成12年建設省告示第1415号第5号に定める数値とし、重力加速度を9.8メートル毎秒毎秒とし、1人当たりの体重を65キログラム、車いすの重さを110キログラムとして計算した定員をいう。）並びに1人乗りのエレベーターにあっては車いすに座ったまま使用する1人乗りのものであることを明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示すること。

ロ 昇降路は、次に定める構造とすること。

- (1) 高さ1.8メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まれるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあっては、この限りでない。
- (2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、4センチメートル以下とすること。
- (3) 釣合おもりを設ける場合にあっては、人又は物が釣合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けること。
- (4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突しないものとする。

ハ 制御器は、昇降行程が1.0メートルを超えるものにあっては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとする。

ニ 次に掲げる安全装置を設けること。

- (1) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあっては、次に掲げる装置
 - (i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置
 - (ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置
 - (iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置
- (2) かごが着脱式のものにあっては、かごとレールが確実に取り付けられていなければかごを昇降させることができない装置
- (3) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあっては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

10 階段及び傾斜路に沿って1人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が9メートル以下のもの 令第129条の6第5号及び第129条の7第5号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ 昇降はボタン等の操作によって行い、ボタン等を操作し続けている間だけ昇降する構造とすること。

ロ 人又は物がかごと階段又は床との間に強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けること。

- ハ 転落を防止するためのベルトを、背もたれ、ひじ置き、座席及び足を載せる台を有するいすに設けること。

(第2略)

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月4日国土交通省告示第859号) 抄

- 1 この告示は、平成21年9月28日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日国土交通省告示第1524号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月7日国土交通省告示第678号)

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月29日国土交通省告示第1053号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日国土交通省告示第1274号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月25日国土交通省告示第707号)

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

通常の使用状態において人又は物が挟まれ、 又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの 構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を定める件

平成12年5月31日
建設省告示第1417号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の12第1項第1号及び第5号の規定に基づき、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度を次のように定める。

- 第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第129条の12第1項第1号に規定する人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造は、次のとおりとする。ただし、車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30メートル以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものにあつては、第1号及び第2号の規定は適用しない。
- 1 踏段側部とスカートガードのすき間は、5ミリメートル以下とすること。
 - 2 踏段と踏段のすき間は、5ミリメートル以下とすること。
 - 3 エスカレーターの手すりの上端部の外側とこれに近接して交差する建築物の天井、はりその他これに類する部分又は他のエスカレーターの下面（以下「交差部」という。）の水平距離が50センチメートル以下の部分にあつては、保護板を次のように設けること。
 - イ 交差部の下面に設けること。
 - ロ 端は厚さ6ミリメートル以上の角がないものとし、エスカレーターの手すりの上端部から鉛直に20センチメートル以下の高さまで届く長さの構造とすること。
 - ハ 交差部のエスカレーターに面した段差が生じないこと。
- 第2 令第129条の12第1項第5号に規定するエスカレーターの勾配に応じた踏段の定格速度は、次の各号に掲げる勾配の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める速度とする。
- 1 勾配が8度以下のもの 50メートル
 - 2 勾配が8度を越え30度（踏段が水平でないものにあつては15度）以下のもの 45メートル

附 則

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成18年12月15日

国土交通省告示第1492号

最終改正 平成21年 8月 4日 国土交通省告示第 859号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第18条第2項第6号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を次のように定める。

第1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

- 1 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のものであって、昇降行程が4メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
- 2 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第2 令第18条第2項第6号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

- 1 第1第1号に掲げるエレベーターにあつては、次に掲げるものであること。
 - イ 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。
 - ロ かごの幅は70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。
 - ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- 2 第1第2号に掲げるエスカレーターにあつては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。

附 則

- 1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行の日（平成18年12月20日）から施行する。
- 2 平成15年国土交通省告示第178号は、廃止する。

〈参考文献〉

- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- 建築工事標準詳細図平成28年版
- 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
以上国土交通省

本施設整備マニュアルの作成にあたっては、次の方々にご協力をいただきました。

一般社団法人 香川県建築士会

- 泉 佳宏（泉建築設計事務所）
- 馬場 正文（榎桜設備設計）

香川県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(四訂版)

- 監修・発行
平成29年11月
香川県健康福祉部健康福祉総務課
- 編集
一般社団法人 香川県建築士会
- 印刷
新日本法規出版株式会社高松支社